

八瀬赦免地踊の歴史と伝承

福持昌之（京都市文化財保護課）

日時と次第

京都市左京区八瀬の八瀬天満宮社の境内に、西面する本殿の南側に秋元社が鎮座している。祭神の秋元但馬守喬知は、上州館林の藩主であり、宝永4年（1707）に起こった八瀬と延暦寺との訴訟の際、老中として八瀬に有利な裁定をしたと伝えられる人物である。10月のスポーツの日の前日（日曜日）におこなわれる秋元祭は、秋元但馬守への報恩感謝の行事である。秋元祭では、午前中に巫女による湯立神楽を伴う祭典が行われ、夜には仮屋と呼ばれる舞台とその前庭で、京都市登録無形民俗文化財「八瀬赦免地踊」が奉納される。

19時、左京区役所八瀬出張所前の門口と呼ばれる場所に、赦免地踊の一行が集まる。その中心は、部分的に刺繍がほどこされた「御所染め」の着物姿の男子中学生たちで、頭上にはみごとな切紙細工を施した切子燈籠を載せている。この女装した少年たちを燈籠着という。燈籠着たちは、地区ごとに設けられた4つの宿元から出立をして、ここに集まってくるのである。

門口からは、踊り子の少女、新発意、音頭取らと行列を組み、十人頭による出立の儀礼の後、秋元神社に向かう。音頭取らは、鳥居のあたりからは道歌を歌い始め、境内に燈籠着らが練り込む。

舞台では、最初に三番叟がおこなわれる。能の式三番の形式とは異なり、歓待の口上をのべるものである。少女たちによる汐汲踊や花摘踊、俄狂言などが演じられ、最後に音頭取らが狩場踊を歌いだすと、燈籠を外した燈籠着たちと、それらの燈籠を手にした警固たちが境内を去ってゆく。

少女による可憐なり踊に目を奪われがちであるが、赦免地踊の本質は、女装の燈籠着たちが、蠟燭の炎が揺れる切子燈籠を頭に載せ、音頭衆の歌声にあわせて櫓の周りを巡る「燈籠回し」である。また、三番叟に始まり、燈籠踊の前後に俄狂言などの余興を挟むという構成は、能の上演形態である「番組」に通じ、神社

での芸能奉納の古態を伝えているといえる。

「赦免地踊」に至るまで

秋元但馬守による裁定を証明するものは、宝永5年（1708）八瀬童子会文書の「老中連署山門結界絵図」である。その裏書には、秋元但馬守ら4名の連署がある。地元の伝承によれば、秋元但馬守は八瀬に足を運んで調査したとされ、裁定後に八瀬の民が江戸へ御礼に伺ったときにはすでに逝去されていたという。そして、報恩感謝の念から、その御魂を本殿横に祀り、繪旨宮（現、秋元社）の例祭として赦免地踊を奉納するようになったという。繪旨宮とは、建武3年（1336）2月24日の年貢以下の課役が免除されるという御繪旨を由緒とするものである。

正徳元年（1711）に編纂された「八瀬記」（八瀬童子会文書）に「当村諸役覚書」として年中行事についての記載があり、繪旨祭の記載がある。そこには「毎年九月十一日白きおし餅五ツ、神酒を供ず、まつりのまへ伊勢神宮へまいり、大麻をうけて、祭の日社におさむ」とあるが、踊りの記述はない。秋元但馬守の逝去は正徳4年（1714）8月14日であるから、「八瀬記」に赦免地踊の記載がないのは当然である。しかし、管見の限り八瀬赦免地踊に関する近世の資料はみあたらない。

赦免地踊についての最も古い史料は、明治19・20年（1886・1887）の京都府町村沿革調のうち「沿革取調書／愛宕郡八瀬村」である。そこには「町村休日」の項目があり、8月16日の後醍醐天皇の御縁日と並び、6月14日を秋元但馬守の御縁日と記している。また、9月11日には「繪旨祭ト唱へ切紙燈籠ヲ拵へ繪旨宮へ備へ踊リヲナス〈是ハ始メニ租税ヲ免セラレタルトカ唱フ〉」とある。ただし、6月14日や9月11日は、秋元但馬守の命日でも、八瀬に来られたという日でもなく、選ばれた由来は不明である。また、踊りについても、「赦



秋元社に向かう燈籠着の行列
(平成28年：三宅徹氏撮影)

免地踊」とは記載されず、その由緒としては、建武3年の繪旨を示していると思われる。

明治26年(1893)以降に編纂された「八瀬村誌」(八瀬童子会文書)には、「山門結界改定ニ付、八瀬村訴訟之事」の項目があり、「深く秋元氏ヲ徳トシ、祠ヲ村中ニ建テ、秋元大明神ト謂ヘリ、今ニ至リ祭事懈ラズく毎年拾月拾壺日祭典、俗ニ赦免踊ト云フ」とある。「赦免(地)踊」の初出である、ここでは、6月14日の縁日のことには触れられていない。踊りが9月から10月に変更されており、この間に新暦への対応がなされた可能性が考えられる。

明治44年(1911)の『京都府愛宕郡村志』(京都府愛宕郡)の八瀬村の節に「八瀬躍の事」の項があり、これにより赦免地踊の内容がようやくわかるようになった。「夜、八人を一隊となし、女官の用ひし上衣を着し、各切子燈籠を頭に戴き、大蠟燭を點し、氏神境内に於て鼓を打て、踊を奏す。神社には百燈を點し、各戸に大提灯を掲げ簀を焚く。其式、最盛んなり。其謠物の曲は左の如し。道歌、花積踊、津島踊、家方踊、茶摘踊、白糸、御所踊、忍踊、獵場踊。」また、歌のうち「道うた」「花つみをどり」の2曲については、大正4年(1915)高野斑山・竹野紫葉編の『俚謡集拾遺』(六合館)で、「繪子祭燈籠踊の歌」として歌詞が紹介された。

そして、昭和5年(1930)の「赦免地踊—京都府愛宕郡八瀬村—」(『民俗藝術』3巻11号)に「赦免地踊の由来」の節には、相当詳しい報告が記載され、これ以来「赦免地踊」の呼称は定着することとなる。

御所染めの着物の復元新調

令和5年(2023)3月、文化庁のコロナ対策の補正予算事業を活用し、八瀬郷土文化保存会が実施した「燈籠着の着物の復元新調」が完了した。

燈籠着の着物は、ここ50年来、染めによる揃いの着物を使用してきたが、本来は柄の一部に刺繍をほどこした、「御所染め」の着物であった。昭和28年(1953)の井上頼壽「赦免地踊」(『京都郷土藝能誌』京都市役所)には、燈籠着について「十五歳か十六歳位の男子八人。長男を選ぶ。白色の絹又は麻の地に縫いの有る着物を着る。江戸時代に八瀬村が御所勤めをしていた時、女官より賜わつたものである。桜様は唐草、花、御所車などがある。とき色の帯を後にしめる。其の帯の上に縮緬の色帯を二つ締め脇結びとする。」と記載がある。

保存会では、経年劣化した染めの着物をベースに復元新調するのではなく、由緒に基づいた着物に戻したいという思いがあった。そのため数年かけて地元住民の協力を得て調査を実施した。結果、旧家で所蔵されていた3枚が見つかり、それを根拠に補助事業として復元新調ができた。

燈籠着が登場する場面は、頭上の燈籠が映える明るさで、着物を注目することは難しいかもしれないが、ぜひ注目してもらいたい。

◆ 八瀬赦免地踊

- 開催場所 八瀬秋元神社 境内(雨天：八瀬小学校体育館)
- 開催日時 毎年10月スポーツの日の直前の日曜日
- 開催時間 午後8時～
- 主催 八瀬郷土文化保存会

第48回シアター公演

可憐なる風流踊り

—はねず踊り・八瀬赦免地踊—

発行日 2023年11月25日

発行 佛教大学宗教文化ミュージアム

616-8306 京都市右京区嵯峨広沢西裏町5-26

Tel 075-873-3115 Fax 075-873-3121

印刷 山代印刷株式会社